



ねたきり高齢者等 介護者へのおむつ等 購入助成券の支給

在宅でねたきり高齢者を介護する家庭の経済的負担を軽減するため、おむつ等購入助成券を支給します。印鑑を持参のうえ、申請してください。

対象 介護保険で要介護3・4・5と認定された人のうち、おむつ等を必要とする人を在宅で介護している家庭

対象商品 紙おむつ、使い捨て手袋、使い捨て清しきタオル、尿取りパッド

助成額(月額)

- ・市民税非課税世帯：6,000円
- ・市民税課税世帯：3,000円

申請場所

- ・高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」内)
- ・総和庁舎市民総合窓口課
- ・古河庁舎市民総合窓口室
- ・三和庁舎市民総合窓口室

問 高齢福祉課(総和福祉センター「健康の駅」内)

☎92-5838

公共下水道の処理区域が拡大されました

平成27年度の下水道管きょ埋設工事が完了し、供用開始区域(下水道が使える区域)が拡大されました。

新たに供用開始となった区域は、古河地区は南町の一部、下山町の一部、坂間の一部、桜町の一部。総和地区は下大野の一部、関戸の一部。三和地区は諸川の一部です。主な供用開始区域は下図のとおりです(詳細な箇所は下水道整備課で確認してください)。

■供用開始区域内の皆さんへ

市では、生活排水による生活環境の悪化や河川等の水質汚濁を防止するため、公共下水道の整備を進めています。公共下水道の整備には多くの建設費が投入されていますが、これが使用されなければ意味のない施設になってしまいます。供用開始となった区域の皆さんには、生活環境の向上、河川等の水質保全のため、建設された公共下水道に速やかに接続されますようお願いします。

■供用開始区域になると

区域内の皆さんには、3年以内に汲み取りトイレから水洗トイレに改造する義務や、生活排水を流す排水設備工事を実施して公共下水道に接続する義務が生じます。

また、既存家屋を増改築する際や新築する場合も、公共下水道の使用が義務付けられます。

また、既存家屋を増改築する際や新築する場合も、公共下水道の使用が義務付けられます。

■公共下水道への接続工事は必ず指定工事店で

宅地内の排水設備工事を行う場合は、排水設備主任技術者の資格を持った業者であると同時に、市の指定を受けた工事店でなければ工事を行うことはできません。

排水設備工事を実施する際は、必ず指定工事店に依頼してください。

問 ☎下水道整備課、☎下水道管理課

▶ 諸川



▶ 南町



▶ 坂間



▶ 下大野・関戸

